業務委託基本契約書

○○（以下「甲」という）と✕✕（以下「乙」という）は、次の通り業務委託基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（契約の目的）

本契約は、甲が乙に対し●●業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙が丙に対し本件業務を再委託し、丙が受託し本件業務を遂行することに関し、甲乙丙間で締結される一切の個々の取引に共通して適用される取引条件を定めることを目的とする。なお、本契約及び個別契約の運用にあたっては、中小受託取引適正化法その他の関係法令を遵守するものとする。

第2条（個別契約）

乙及び丙から甲に提供される本件業務の内容、種類、数量、価格、納期、提供場所、提供形式、提供期間等については、本契約に定めるものを除き、個別契約にて別途定める。

2.個別契約は、甲が、業務の内容、種類、数量、価格、納期、提供場所、提供形式、提供期間等、所定の発注書（電磁的記録によるものを含む。）により乙に発注し、乙が発注書を確認し問題ない旨を記載した所定の請書（電磁的記録によるものを含む。）を甲に送付し甲に到達したときに成立する。ただし、発注書送付後5営業日以内に乙から諾否の回答がない場合であっても、当該沈黙をもって個別契約が成立したものとみなしてはならない。

第3条（本件業務）

甲は、本件業務の遂行に必要な資料、素材、データ等を乙経由で丙に提供する等、必要な協力をする。

2.丙は個別契約に基づき本件業務を遂行し、個別契約で定める納期までにこれを完成又は完了させるものとする。

第4条（成果物の納品）

丙は、本件業務の遂行により制作された無体物又は有体物（以下「成果物」という。）を、個別契約で定める期日までに乙経由で納品する。

2.丙が個別契約で定める納期までに成果物を納品しないことに起因して甲が損害を被ったときは、甲は、乙及び丙に対し、当該損害のうち直接かつ通常生ずべき損害に限り賠償を請求することができる。

第5条（成果物の検収）

甲は、成果物受領後●営業日以内に本契約に基づいて成果物を検査するものとする。

2.甲は、成果物が前項の検査に適合する場合、その旨を乙に通知のうえ交付するものとする。また、甲は、本成果物が前項の検査に合格しない場合、乙に対し不合格の旨を通知し、修正又は追完を求めるものとする。

3.甲は、成果物が検査に合格しない場合には、具体的な不適合内容を明示した書面により乙に通知し、修正又は追完を求めるものとする。

4.本条所定の検査合格をもって、成果物の検収完了とする。

第6条（経費の負担）

本件業務に必要な諸経費については、乙及び丙の負担とする。ただし、個別契約において甲が特別に指示した追加業務又は仕様変更に起因する経費については、この限りではない。

第7条（業務委託料）

甲は、乙に対し、本件業務の対価として●●円（消費税別途）を支払う。

2.甲は、乙に対し、業務委託料を、成果物の検収完了日から起算して60日以内に、乙が指定する金融機関に振込む方法により支払う。

3.乙は、丙に対し、甲から業務委託料の支払いを受けた日から起算して60日以内に、業務委託料の●％を再委託の対価として支払う。

4.甲及び乙は、正当な理由なく業務委託料の減額、支払遅延、支払拒否を行ってはならない。

第8条（所有権の移転・危険負担）

成果物に係る所有権は、成果物の納品時点をもって、丙から甲に移転する。

2.丙が成果物を納品する前に生じた成果物の滅失、損傷、変質その他の損害は、甲の責に帰すべき事由によるものを除き丙が負担し、丙が成果物を納品した後に生じた成果物の滅失、損傷、変質その他の損害は、丙の責に帰すべき事由によるものを除き甲が負担するものとする。

第9条（契約不適合責任）

引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は、乙に対し、契約不適合である旨を通知し、相当の期間を定めて履行の追完を催告し請求することができる。

2.乙は、前項の通知を受領した場合、速やかに丙に通知するものとし、丙は甲に対し履行の追完をする。

3.第1項の催告にもかかわらず、乙が相当の期間内に履行の追完をしない場合、甲は、乙に対し、不適合の内容に応じた代金の減額を請求することができる。

4.本条の規定は、甲による損害賠償又は本契約の解除を妨げない。

第10条（成果物の権利の帰属）

成果物に関する特許を受ける権利、著作権（著作権法第27条及び第28条に関する権利を含む。）その他の知的財産権は、本件業務実施前から乙及び丙に帰属するものを除き、全て乙及び丙から甲に無償で譲渡するものとする。

2.乙及び丙は、甲に対し、成果物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

第11条（秘密保持義務）

甲乙丙は、相手方が自己に対し開示・提供した情報（以下「秘密情報」という。）を本契約有効期間中秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に開示・漏洩してはならず、また、コンサルティング業務遂行の目的以外に使用してはならない。ただし、次に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。

（1）　相手方から取得する前に、既に公知であった情報

（2）　相手方から取得した後に、自らの責によらず公知となった情報

（3）　自己が相手方から取得する前に、既に自らが所有していた情報で、係る事実が立証できる情報

（4）　正当な権限を有する第三者から合法的な手段により取得した情報

（5）　相手方から開示された情報によらず独自に開発・取得した情報

2.甲乙丙は、前項の守秘義務遂行に際し、自らの従業員に対しても必要かつ有効な措置を講じるものとする。

3.甲乙丙が、相手方の事前の書面による承諾を得て、第三者に秘密情報を開示する必要がある場合であっても、自らの責任において当該第三者に本条の義務と同等以上の義務を負わせるものとする。

4.甲乙丙が、前三項の義務に違反し相手方に損害を及ぼしたときは、甲乙丙は、相手方に対し損害賠償の責を負う。

第12条（譲渡禁止）

甲乙丙は、本契約上の地位又は本契約から生じる権利義務の全部又は一部を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡し、貸与（これに類するものを含む。）し、又は担保の設定をすることはできない。

第13条（再委託）

乙及び丙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合でなければ、本件業務を第三者に再委託することができない。ただし、甲は合理的理由なく当該承諾を拒否してはならない。

第14条（契約解除及び期限の利益の喪失）

甲乙丙は、次にかかげる事由の1つに該当する事由が相手方に生じたときは、なんらの催告を要することなく本契約の全部又は一部を解除することができる。

　①　支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき

②　手形又は小切手が不渡りとなったとき

③　差押え、仮差押え、仮処分、又は競売の申立があったとき

④　破産、民事再生の手続開始の申立を自ら行ったとき、又は申し立てられたとき

⑤　営業の取消し、又は停止処分を受けたとき

⑥　その他本契約に定める条項に違反し、かつ相手方からの書面による催告を受領した後4週間以内に是正されないとき

2.甲乙丙は、前項にかかげる事由の1つに該当する事由が生じたときは、本契約から生じる全ての債務について期限の利益を喪失し、直ちにその債務を履行しなければならない。

第15条（契約の期間）

本契約の有効期間は、1年間とする。ただし、期間終了の1ヶ月前までに甲乙丙いずれからも本契約終了の申入れがない場合には、本契約は同一の条件で1年間延長され、以後も同様とする。

2.第11条、本条、第16条、第17条及び第18条の各規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第16条（損害賠償）

甲乙丙は、本契約の規定に違反し相手方に損害を与えた場合は、相手方に対しその一切の損害の賠償を行うものとする。

第17条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条（協議）

本契約に関して、疑義が生じた場合又は定めのない事由が生じた場合には、甲乙丙は、信義誠実の原則に従い協議を行う。

本契約の締結を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙丙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

年　　月　　日

甲：

乙：

丙：